

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社C（以下「会社」という。）に契約社員として雇用され、郵便物の区分け等の作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月ないし〇月頃、ロールパレットという台車を用いて郵便物の運搬作業を行っていたところ、右手が取手から外れず引っ張られた状態で負傷したとしている（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害発生から約4年後の平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し、「腰椎捻挫、胸椎捻挫、右肘部挫傷、右肩関節捻挫、右手指挫傷、右足部挫傷、右手関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、加療を続けた。

請求人は、初診後約1年経過後の平成〇年〇月〇日に監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、災害の事実及び負傷部位の確認ができなため、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病が本件災害に起因し、業務上の事由によるものであると主張するので、改めて、子細に検討したが、決定書第2の2の(2)に説示する結論のとおり、医学的意見からも、請求人が訴える右手関節痛及び右指痛に係る傷病名は明らかではなく、また、請求人が主張する本件災害と右手関節及び右指痛との間の因果関係も明らかではないと判断する。

さらに、そもそも請求人が主張する本件災害の事実を確認することも困難であり、本件傷病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。